

知財法務の勘所Q & A（第76回）

安全保障上機微な発明に係る特許出願の非公開

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業
弁護士 白根 信人

Q1 特許出願の非公開制度の概要について教えてください。

A1 特許出願の非公開制度は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（「経済安全保障推進法」）により、経済安全保障の施策の一つとして創設されました。

特許出願の非公開制度では、①全ての特許出願について、明細書等に一定の技術分野（特定技術分野）に属する発明が記載されているかどうかを特許庁が国際特許分類（IPC）を用いて定型的に判断する第一段階の審査と、②特許庁から送付を受けた特許出願について、発明に関する情報の保全が必要かどうかを内閣総理大臣が個別に判断する第二段階の審査（「保全審査」）の二段階審査を経て、保全指定がされます。

保全指定がされた発明（「保全対象発明」）については、保全指定の期間中、出願公開はされず、特許査定や拒絶査定もされません。また、保全指定を受けた特許出願人には、許可を受けずに保全対象発明を実施することや、保全対象発明の内容を開示することが禁止され、情報の漏えいの防止のための適正管理措置を講じる義務などの義務が課されます（Q8、Q9参照）。

保全指定は1年以内の期間を定めて行われますが、保全指定の継続の必要があるときは、1年ずつ延長されます（Q10参照）。

また、特定技術分野に属する発明であって、日本国内でされたものについては、日本への第一国出願義務が課されます（外国出願の禁止、Q11参照）。

経済安全保障推進法は、2022年5月11日に成立し、同月18日に公布されていますが、経済安全保障推進法のうち特許出願の非公開制度に関する規定は、公布の日（2022年5月18日）から2年を超えない範囲内において政令で定める日、すなわち2024年5月17日までに施行されます（附則1条5号）。具体的に施行日を定める政令は、本稿の執筆時点においては、まだ制定されておら